# いわき地域における子育ち・子育て支援ネットワーク「こども♡あいネット」会則

#### 第 1 条【名称】

この会の名称を、こども♡あいネットとします。

#### 第2条【目的】

子育て支援をするNPO活動団体等の相互交流を促進することで、団体間の連携を推進し、いわき市内の子育て支援活動を充実させます。

# 第3条【事務局】

この会の事務局を、特定非営利活動法人 Commune with 助産師内に置きます。

# 第 4 条【事業】

この会は、目的を達成するために次の事業を行います。

- (1)子育ち・子育て支援ネットワーク「こども♡あいネット」の運営
- (2)子育て支援者交流会、勉強会の開催
- (3)いわき市内の子どもにかかわる情報収集・提供(子育て支援マップ作成)
- (4)地域における子育ち・子育ての促進・啓発を図る活動(あいネットフェアの開催)
- (5) その他、会の目的を実現させるために必要なこと

# 第5条【会員】

この会は、会員と賛助会員で構成します。

- (1)会員は、この会の趣旨に賛同し会の活動に参加できる団体及び個人とします。
- (2) 賛助会員は、この会の趣旨に賛同する個人、企業、教育機関、研究機関等とします。

# 第 6条【入会】

- (1)入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局へ提出します。
- (2)入会の承認は、役員会で決定します。

# 第 7条【退会】

会員は、退会する時は、退会書へ記入し、代表に提出して任意に退会することができます。

### 第 8条【役員】

この会には以下の役員を置き、役員は、総会で会員の中から選びます。

(1)代表1名(2)副代表2名(3)会計1名(4)監事2名(5)事務局1名

2. 役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

### 第 9条【会議】

この会の会議は、総会、定例会とします。

2. 会議は代表が招集します。

### 第10条【総会】

通常総会は、年 1回事業年度終了後三か月以内に開催します。

- 2. 臨時総会は、必要に応じて開催することができます。
- 3. 総会は、会員の3分の2以上の出席(委任状を含む)で成立し、出席会員の過半数(委任状を含む)の賛成で議決します。
- 4. 総会は、次の事項を審議決定します。
  - (1)事業報告ならびに収支報告
  - (2)事業計画ならびに収支計画
  - (3)役員の人事に関すること
  - (4)会則の変更に関すること
  - (5)その他必要なこと

### 第 11条【事業年度】

この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

### 第 12条【運営費】

この会の運営費は、会費、事業収入及び寄付金をあてます。

- 2. 会費は、以下に掲げるとおりとします。
  - (1)子育て支援団体:年間 会員数×100円
  - (2) その他の団体: 年間 2,000円
  - (3)個人: 年間 1 0 500 円 (1 0以上)
- 3. 賛助会費は、年間 1 ロ 1,000 円 (1 ロ以上) とします。

# 第 13条【細則】

この会則を執行するにあたり、役員会は必要な細則を作ることができます。

### 第 14条【会則変更】

この会則の変更は、役員会で討議提案され、総会で議決されます。

# 付則

- 1, この会則は、平成24年10月1日から施行します。
- 2, 設立初年度の事業期間は、第 11条の定めにかかわらず、平成 24年 10月1日から 平成 25年3月 31日とします。